

副本

平成21年(行ウ)第213号 内閣官房報償費不開示決定処分取消請求事件

原告 松山 治幸

被告 国 (処分行政庁 内閣官房内閣総務官)

答 弁 書

平成22年2月18日

大阪地方裁判所第7民事部合1係 御 中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省大臣官房

参 事 官 佐 久 間 健



行政訟務課付検事 平 井 直



行政訟務課第一係長 高 橋 秀



行政訟務課法務事務官 手 塚 久 美



〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部 (送達場所)

TEL 06-6311-9347

FAX 06-6311-9349

部 付 検 事 網 田 圭



上 席 訟 務 官 向 井 司



訟 務 官 水 谷



〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房内閣総務官室

内 閣 事 務 官 馬 場 純



内 閣 事 務 官 泉 聡



内 閣 事 務 官 澤 繁



内 閣 事 務 官 田 中 康



内 閣 事 務 官 佐 藤



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「はじめに」について

原告の提訴の動機等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「1 情報公開請求と不開示決定」について

(1) 「(1)」について

認める。ただし、「内閣官房費の報償費」とあるのは、「内閣官房報償費」が正しい。

(2) 「(2)」について

ア ①について

認める。ただし、平成21年12月1日付け行政文書開示等決定通知書（甲第3号証）において開示した行政文書は、正確には、内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長あての「請求書」（甲第4号証）及び同請求書を受けて作成した支出負担行為即支出決定決議書（特例払）である。また、「政策推進費受払等」とあるのは「政策推進費受払簿」が、「領収書」とあるのは「領収書等」がそれぞれ正しい。

イ ②について

平成21年9月24日付けで、内閣官房長官が内閣府大臣官房会計課長に内閣官房報償費の支出を請求したこと、原告に対し、平成21年9月24日付け内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長あての「請求書」（甲第4号証）が開示されたこと、内閣官房長官が、同年11月

20日の記者会見において、請求金額を公表したこと（甲第5号証）は認める。

(3) 「(3)」について

認める。ただし、内閣官房報償費が「流動的に使用する経費」であるとしたとの点は、「機動的に使用する経費」が正しい。また、「情報公開法5条第6号、または5条第3号を理由として不開示処分にした」という点は、より正確には、処分庁（内閣官房内閣総務官）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）5条6号及び3号に該当するとして、これを不開示としたものである。

3 「2 本件処分の違法性」について

(1) 「(1)」について

ア 第1文について

安倍官房長官時代の月別、使用目的別回数が訴状別表のとおりであるとする点は認否しない。甲第6号証が提出されており、これは、被告が、大阪地方裁判所平成19年（行ウ）第92号不開示決定処分取消請求事件において、裁判所からの釈明を受けて、安倍晋三氏の内閣官房長官の在任期間中（平成17年10月31日から同18年9月26日まで）に支払われた内閣官房報償費について、整理したものである。そして、訴状別表と甲第6号証とでは、年月の部分などが異なっている。

イ 第2文について

争う。

(2) 「(2) 内閣官房報償費出納管理簿とは」について

認める。内閣官房報償費出納管理簿には、①から⑧までのほかに、受領額や当該年度の受領額及び支払額の各累計を記載する欄も設けられて

いる。

(3) 「(2)」(「ところが、処分庁は」で始まる項) について

処分庁が平成21年12月1日付け行政文書開示等決定において出納管理簿を不開示としたこと、出納管理簿の「支払相手等」の欄に「(注)本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」との記載があることは認めるが、上記出納管理簿を開示すべき義務があることは争う。

本件対象文書には、全体として独立した一体的な情報が記載されているのであって、これを更に細分化して個々の項目ごとに不開示事由該当性を判断すべきではない。

(4) 「(4)」について

争う。

第3 被告の主張

準備書面により追って主張する。